

# 香川高等専門学校人事委員会規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第 22 条第 2 項の規定に基づき、人事委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 委員会は、教員の定員充足状況を把握し、本校の将来計画を踏まえた教員配置計画の基本方針を審議し、教員の定員管理の円滑化を図ることを目的とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教員配置計画の基本方針に関すること。
- 二 教員の選考に関すること。
- 三 教員貢献度の点検・評価に関すること。
- 四 教員の表彰に関すること。
- 五 非常勤講師の選考に関すること。
- 六 その他教員の人事に関すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 校長
- 二 副校長
- 三 教務主事
- 四 専攻科長
- 五 各専攻長
- 六 各学科長
- 七 事務部長

(運営)

第 5 条 委員会に委員長を置き、前条第 1 号の委員をもつて充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(人事審査会)

第6条 委員会に第3条第2号を審議するため人事審査会を置くことができる。

2 人事審査会は次に掲げる者をもつて組織する。

一 人事委員会委員（選考を行おうとする学科(以下「当該学科」という。)以外の学科) 1名

二 当該学科の教授 2名（教授選考以外は准教授も可）

三 前号の教授が不在の場合は委員長が指名する。

四 その他委員長が必要と認めた者

3 人事審査会には主査を置き、前項第1号の委員をもつて充てる。

4 主査は、人事審査会を招集し、その議長となる。

5 人事審査会は、その審議内容を委員会に報告するものとする。

6 人事審査会委員の任期は、当該教員の選考が終了するまでとする。

（議事）

第7条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、緊急を要する議事等については、メール会議等により議決することができる。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第8条 委員長は、必要があるときは委員以外の者を出席させることができる。

（守秘義務）

第9条 委員会及び人事審査会における審議事項は非公開とし、委員は審議事項を他に漏らしてはならない。

（事務）

第10条 委員会及び人事審査会の事務は、総務課において処理する。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会及び人事審査会の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 6 月 26 日から施行し、平成 26 年 5 月 29 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 18 日から施行する。